

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

東弁の会費を考えよう



副会長 栗林 勉 (45期)

昨年度決算における当会の一般会計および会館修繕積立金会計における収入の合計は約19億4000万円（他会計からの繰戻及び特定資産取崩しを除く）となります。これが会員から負担いただいている当会の実質的な収入です（法律相談会計の収支は除く）。収入の内訳をみると、入会金および会費収入が約13億円、破産管財人や成年後見人等の負担金収入が1億5000万円、23条照会や各種証明書の発行にかかる手数料収入が1億7000万円、研修などその他の収入が5000万円、臨時会費収入（会館修繕積立金）2億7000万円となります。

一方、支出の部では、各種委員会・協議会・対策本部等の事業費支出が8000万円、LIBRA等の広報費が5000万円、行事費・研修費・司法修習関係等が6000万円、図書館・多摩支部・死亡見舞金支出が1億1000万円、職員給与・退職金その他の管理費が10億円、関弁連・法律相談会計・人権救済基金・公設事務所への繰出金が2億2000万円となっています。その他什器備品ソフトウェアの購入に5000万円、会館

維持（霞が関の賃料・多摩支部家賃を含む）に2億円を支出しています（以上合計17億7000万円）。

その結果、収入19億4000万円から支出17億7000万円を控除した1億7000万円が内部留保された金額になります。一方、法律相談会計の赤字幅増大、会館修繕積立金会計から毎年2億円が会館修繕管理会計に支出されていること、OA機器入替費用の増大等を考慮すれば将来の支出に対する十分な積立てがなされている訳ではありません。

会員の業務内容の多様化に伴い弁護士会への帰属意識や弁護士会の活動から受ける恩恵も異なっております。65期以降の会員においては貸与制における返済金も考えなければなりません。会費の支払いは人権擁護活動を行う弁護士会の運営に不可欠であり、弁護士自治の根幹です。会費の滞納には懲戒処分を中心とした厳格な対応がとられます。当会の財政規律に配慮しつつ、個々の会員の置かれた環境への配慮も考えながら会費運営にあたっていきたいと思います（数字はいずれも概算）。

むつみ会のご案内

副会長 富永 忠祐 (46期)

むつみ会は、東京三会及び隣接4県（千葉・神奈川・埼玉・山梨）の弁護士会に所属している弁護士の妻と女性弁護士有志を会員とする団体です。昭和31年に創立されて以来、間もなく60年となり、現在、約250名の会員がいます。会の目的は、会員の親睦、社会貢献、司法活動賛助等で、具体的には、文化活動、バザー、福祉活動、結婚相談、法教育支援活動などの活動を精

力的に行っています。このうち特に法教育出前授業は、弁護士が小中学校に赴いて、いじめ、命の大切さ、司法制度、模擬裁判などのテーマで参加型の授業を行うものであり、好評を博しています。また、今秋は、10月10日にバザーが、11月5日に第39回四会共催秋季美術展がクレオで開催されますので（7日まで）、是非お立ち寄り下さい。

司法アクセスは改善されたのでしょうか？ — 都市型公設事務所の役割

副会長 船木 秀信 (42期)

公益的活動に取り組んでいる弁護士から、「司法アクセスの改善に対する弁護士会の責任なり使命ということについての感覚が変容しつつあることを感じます」とのメールを受け取りました。

「法による救済を社会の隅々にまで」というテーマは、司法過疎地においてはもちろん都市部においても、今なお弁護士・弁護士会が取り組まなければならない重要な課題です。

弁護士の「業務対策」と「司法アクセス改善」が必ずしもリンクしない現状において、都市型公設事務所の果たす役割は極めて大きいものがあります。そして、都市型公設事務所が期待通りの活動をするためには、そこで公益活動に取り組もうとする会員の存在と、それを精神的、経済的に支える会員の総意の両輪が必要となります。冒頭のメールは、今、そのバランスが崩れかけているのではないかと危惧する会員の声です。

不祥事対応

副会長 柴垣 明彦 (44期)

みなさん、こんにちは。8月の終わり、日弁連の懲戒手続き運用等に関する全国協議会に出席し報告してきました。全国から参加した会長・副会長などと会立件と事前公表の運用について、報告と意見交換を行いました。会立件については、多くの会で経験があるようでしたが、事前公表については、かなりの会でまだ経験がないようでした。議論は、会立件をする際の端緒はどの

ようなものか、証拠収集や調査命令の段取り、事前公表の際のスケジュールや記者会見での公表内容や質問内容などが報告され、議論されました。

本来、このような会議は盛況ではない方がよいはずですが、やはり喫緊の課題として不祥事対策は重要だということでしょう。東弁においても、気を引きしめていきたいと思えます。

不服審査や外弁法人のための会規等改正の検討

副会長 彦坂 浩一 (44期)

法律相談名簿登録拒否や国選弁護士推薦停止の措置に関する不服申立てについては、現在、常議員会で審議をすることになっています。ところが、常議員会は年度毎に構成されること、多人数であること、公開の手続きであることなどから、常議員会で不服申立てを審議するには問題点もあります。そこで、当該不服申立てを審査する機関として、不服審査委員会を設置してはどうか会規等の改正について検討をしています。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法が改正され、外国法事務弁護士法人が認められるようになりました。これに伴い、当会も会規等を改正しなければなりません。

富永副会長や秘書課職員とともに、会規等の改正のための準備を進めています。検討がまとまれば、臨時総会で審議をお願いしたいと考えています。

法教育というソフトインフラの充実

副会長 松田 純一 (45期)

あちこちの小中高で憲法、刑事、環境などが語られることは素晴らしいと思います。法教育授業数は、2012年度は82件、2013年度は134件、そして本年度は9月中旬で76件(申込件数)で例年年度末に集中することを考えると大幅更新は確実と思われます。特に「いじめ」のリクエストが増えている状況です。

私自身も足立区内の小学校、中学校を訪ね、また教育長とも面談して、ご期待をお聞きして正式に要請を受け

ましたが、当会が、たくさんの委員会にまたがって、いろいろなメニュー内容を持っていて、選択肢が広いことが魅力と映っているようでした。確かに、その地域性、タイミング(話題性ある事件が不幸にして起こってしまったなど)、あるいは、校長先生、社会科担当の先生などの関心の領域や濃度によっても選択内容はさまざまです。

現在、ご期待に応える担い手を確保することが課題になってきています。